その１

様式第１号（第２条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

　次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

　　令和７年　　月　　日

　入善町選挙管理委員会委員長　飯田　好子　様

令和７年10月19日執行　入善町議会議員選挙

候補者　　　　　　　　　　　印

記

　１　一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契　約　内　容 | 備考 |
| 運送契約期間 | 運送契約金額 |
|  |  |  | 円 |  |

　２　１に掲げる場合以外の場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目   区　分 | 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契　約　内　容 | 備考 |
| 借入れ期間等 | 契約金額 |
| 自動車の借入れ |  |  |  | 円 |  |
| 運転手の雇用 |  |  |  | 円 |  |
| 燃料代 |  |  |  | 円 |  |

　備考

　　１　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

　　２　２の「契約内容」の欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

　　３　「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、２の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

様式第４号（第５条関係）

その３

|  |
| --- |
| 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）　次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。　　令和７年　　月　　日　　　　令和７年10月19日執行　入善町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　印記 |
|  | 運転手の氏名及び住所 |  |  |
| 雇用年月日雇用年月日 | 報酬の額 | 備　　　考 |  |
|  | 円 |  |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
| 備考　１　この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。　２　運転手が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。　３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、町に支払を請求することはできません。　４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日を通じて12,500円までです。　５　同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１人に限られていますので、その指定をした１人のみについて記載してください。　６　候補者の指定した運転手以外の運転手は、町に支払を請求することはできません。 |

様式第７号（第６条関係）

　その１

請求書

（選挙運動用自動車の使用）

入善町議会議員及び入善町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

　　令和７年　　月　　日

　　　入善町長　様

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 印　　 |

記

　１　請求金額　　　　　　　　　　円

　２　内訳　　別紙請求内訳書のとおり

　３　令和７年10月19日執行　入善町議会議員選挙

　４　候補者の氏名

　５　金融機関名、口座名及び口座番号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 本・支店名 |  |
| 預金種別 |  | 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名 |  |

　備考

　　１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

　　２　候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。

　　３　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

　（別紙）

　その２

　　請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

　(3)　運転手

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 雇用年月日 | 報酬(ア) | 基準限度額(イ) | 請求金額 | 備考 |
|  | 円 | 12,500円 | 円 |  |
|  | 円 | 12,500円 | 円 |  |
|  | 円 | 12,500円 | 円 |  |
|  | 円 | 12,500円 | 円 |  |
|  | 円 | 12,500円 | 円 |  |
| 計 |  |  | 円 |  |

　備考　「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。